

個人番号の利用目的について

当社は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）に基づき、取得したお客さまおよび役職員の個人番号について、以下の利用目的の達成および法令等の定めに従い、利用いたします。

1 業務の範囲

- (1) 報酬・料金・契約金・賞金等の支払調書作成事務
- (2) 不動産の使用料・手数料・対価等の支払調書作成事務
- (3) 給与所得・退職所得・公的年金等の源泉徴収票作成事務
- (4) 扶養控除等申告書、保険料控除・給与所得者配偶者特別控除等の申告書作成事務
- (5) 退職所得に関する申告書作成事務
- (6) 雇用保険の届出事務
- (7) 健康保険・厚生年金保険・労働保険の届出事務
- (8) 団体保険に関する事務
- (9) 財産形成住宅・年金貯蓄申告書等に関する事務